

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項および第 2 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 21 年 8 月 28 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

（仮称）マツヤスーパー大津美崎店 大津市美崎町字萱海道 381 番 1 他

2 提出された意見の概要

大津市からの意見

(1) 交通安全対策・交通渋滞対策について

出入口 の来退店ルート、特に市道幹 1046 号線への誘導について、関係機関と協議されたい。

来退店ルートの案内について、看板・ガードマンの配備計画を示し、関係機関と協議されたい。

オープン時に混雑が予想されることから、その対応について関係機関と協議されたい。

場内の路面標示計画について、関係機関と協議されたい。

当該店舗付近は近隣の学校の通学路にあたることから、繁忙時だけでなく登下校時にも交通誘導員を配置する等、十分な安全対策を講じられたい。

(2) 地域との連携・協働について

大規模小売店舗立地法第 4 条に基づき公表されている「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の序文や、日本チェーンストア協会が策定した「地域商業者等との連携・協働のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示されているとおり、大型店が自主的かつ積極的に地域づくりやまちづくりに参画し、具体的取組を通じて社会的責任を果たすことが強く期待されている。

このような背景を踏まえ、当該店舗においては、特にガイドラインの「3. 実効性を高めるための具体的行動事例」を実践され、本市や地域住民、関係団体と相互に連携し、地域経済団体等の活動や地域の美観・景観等生活環境推進への協力及び参画、地域の防犯・防災及び青少年の健全育成への協力等、地域づくりやまちづくりに関して積極的な対応をされたい。

(3) その他

店舗開設にあたり、時期や内容等を地域住民に十分周知すること。

地域住民や本市各課から出された意見等について、誠意を持って対応されたい。

周辺地域の生活環境に影響を及ぼす場合には、その適切な対策について地域住民等と誠意を持って協議・対応されたい。

地域住民等からの意見

(1) 下校時間と店舗の繁忙時、および帰宅ラッシュの時間が重なるため、店舗西側市道の交通量増加に伴う事故等の発生が懸念される。また、歩道もなく危険であるため、左折のみの入出庫とされたい。

(2) 国道 1 号は交通量が多く、来店客車両が国道を右折入庫すると危険である。また、地域住民が国道に出ることなく買い物出来るよう、西側出入口については届出どおり来店客の出入口として計画いただきたい。

(3) 店舗西側市道側には住宅があり、車のヘッドライトやエンジン音・クラクション音の騒音が懸念されることから、西側出入口の入出庫状況および周辺交通状態を見極めた開門時間運用を講じられたい。

(4) 店舗敷地西側道路は通勤時間帯に多くの車両が北向きに通行するため、搬入車両の通行を避けて欲しい。

(5) 店舗南側の美崎町内私道への一般車両の通行がないよう、掲示板等の設置をして欲しい。

(6) 閉店後の駐車場等が不良のたまり場とならないよう、たばこや酒類の自動販売機を店外に設置しないで欲しい。

(7) 開店後に生じた諸問題については、近隣住民より改善の要請があれば、速やかに対応していただき

たい。

(8) 祭礼やイベント等の地元行事に積極的に参加、または協力していただきたい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 21 年 8 月 28 日から平成 21 年 9 月 28 日まで